

個別に表示した数値は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

東京都市計画 高度地区 総括図 世田谷区都市計画図1 (地域地区等)

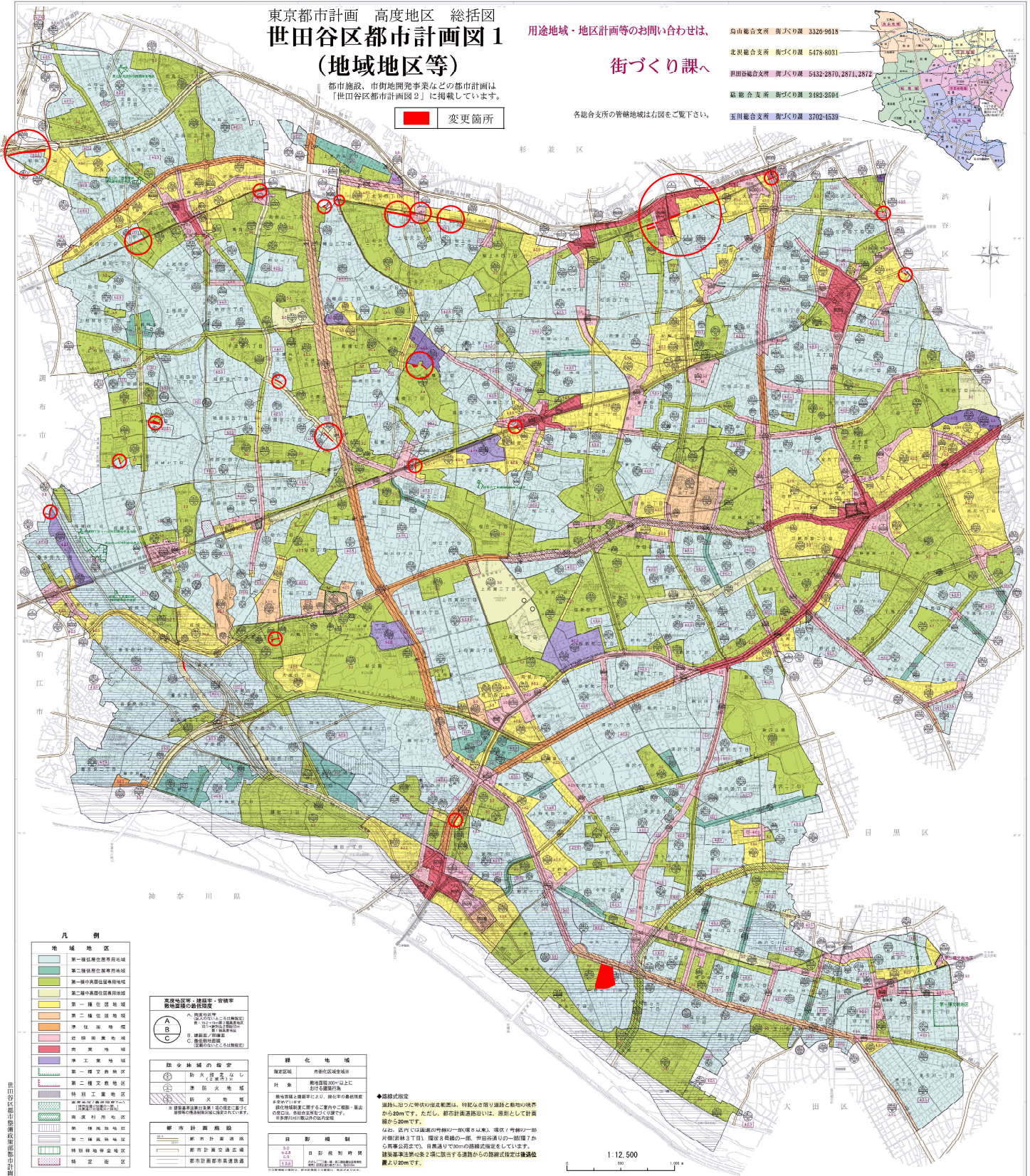
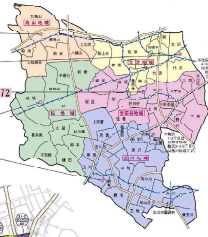
用途地域・地区計画等のお問い合わせは、
街づくり課

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

変更箇所

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 砥石総合支所 街づくり課 3482-9504
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



- #### 凡例
- 地域地区**
 - 第一種低層住宅専用地域
 - 第二種低層住宅専用地域
 - 第一種中高層住宅専用地域
 - 第二種中高層住宅専用地域
 - 第二種住宅地
 - 準住宅地
 - 紅緑商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 第一種立地商業地
 - 第二種立地商業地
 - 特別工業地域
 - 特別商業地域(第一種)
 - 商業利用地域
 - 特別商業地域
 - 第二種商業地域
 - 特別商業専用地域
 - 特定商業区
 - 高度地区等・緑地帯・留積率**
 - A: 高度地区(第一種・第二種)
 - B: 緑地帯(第一種・第二種)
 - C: 留積率(第一種・第二種)
 - 防火地域の指定**
 - 防火指定なし
 - 準防火地域
 - 防火地域
 - 都市計画施設**
 - 都市計画道路
 - 都市計画交通広場
 - 都市計画都市高速鉄道
 - 特定商業区**

- #### 緑化地域
- 指定区域 市街化区域(部分)
- 対象 緑地面積50%以上に設定された地域
- ◆緑地指定
道路沿いや河川沿いの緑地指定は、特に必要が認められず、指定の義務は発生しません。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から50mです。
- ◆緑地指定
道路沿いや河川沿いの緑地指定は、特に必要が認められず、指定の義務は発生しません。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から50mです。

撮影情報	
縮尺	1:12,500
撮影時期	令和2年3月
撮影者	東京都建設局

※本図に示す地域地区等の名称は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を詳細に示すものではありません。また、本図はあくまで参考図であり、実際の都市計画図の内容を優先して取り扱ってください。また、本図はあくまで参考図であり、実際の都市計画図の内容を優先して取り扱ってください。また、本図はあくまで参考図であり、実際の都市計画図の内容を優先して取り扱ってください。